

第 769 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 6 年 6 月 26 日 (水) 14 時 00 分から 16 時 05 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 7 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 1-1、資料 1-2)
- (2) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 2-1 ~ 2-3)

2 協議事項

- (1) 相模湾における中型まき網漁業の相互入会に関する協議会の出席委員及び要望事項について (資料 3)
- (2) 一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について (資料 6)

3 報告事項

- (1) 令和 6 年度第 1 回相模湾産稚あゆ需給調整協議会 (書面開催) の開催結果について (資料 4-1、4-2)

4 その他

- (1) 神奈川県漁業調整委員会委員の選任について (資料 5)
- (2) 令和 6 年 7 月及び 9 月の委員会開催日程について
- (3) その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 愛知海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・事務局 荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、芳山技師、野口技師

議 事

事) 荒井代理

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、15名中15名の委員の御出席をいただいておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第769回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が2件、協議事項が2件、報告事項が1件と、その他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

大竹委員、小澤委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは大竹委員、小澤委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料1に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定します。

続いて、諮問事項(2)「くろまぐろに関する令和6管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料2に基づき説明】

議 長

この件について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

よろしいですか。

議 長

はい、お願いします。

福本委員

この説明はよく分かりました。よく分かったのですが、この前の海区が終わってから捨てたマグロをずっと計算して、今日まで計算すると20トン捨てているのです。そういうのはまだやらないのですか。

20 トンですと、2,000 円で4,000 万ですよ。4,000 万も1 か月で捨てているのですけれども。

水) 芳山技師 資源量算定に当たり、放流した量の算定を含めないのかという御意見だと思うのですけれども、他の地域からも同様の意見が水産庁の方に寄せられているようです。

これに対して、そういった意見は承知しているけれども、今現在、放流量をどうやって定量化できるかというデータがきちんと集まっていないので、今のところ、資源量の算定に放流量を入れるのは難しい状況であるという説明を受けております。

福本委員 それは分かるのですけれども、だから測って増やしてくれではなくて、それを獲れるようにしてもらった方がよいのではないですか。

定置網は獲るつもりで獲っているのではないですし、クジラもそうでしたけれども、定置に入ったクジラは獲れるようになったのではないですか。考え方はそれと一緒に思うのですよ。

水) 照井GL 委員がおっしゃることは非常によく分かりますけれども、国の方針としては、基本的にはまず生きたまま逃がしてくれ、というのが第一にあります。現実的に難しいことは分かっていますけれども、立場としては、生きたまま逃がしてくれというのがまずある中で、水揚げを前提として、水揚げをした分獲らせてくださいというのは、今の段階では、資源管理という立場からすると難しいのではないかと考えております。

福本委員 それは分かるのですけれども、20 トンも逃がして、何のために逃がしているの、という話になってくるわけですよ。国の法律がそうだからといって、皆が納得するわけではないではないですか。お金にすれば4,000 万ですから。

水) 照井GL 芳山が説明しましたとおり、国の方もそういう実態があるということを知っておりまして、検討はされているということでございます。

議 長 私の方から一点よろしいですか。

今20 トン捨てているとおっしゃっていたのですけれども、その20 トンというのは、どういう基準で20 トンと分かるのですか。

福本委員 1日1 トン以上。

議 長 それは放流するわけですよね、生きているものを。

福本委員 死んでいるものですね。

議 長 私もその定量化が一番難しいと思っていて、死んでいるものであれば分かりますよね。死んでいなくて定置に入っているものをそのまま逃がす場合は、数量が分からないですよね。それをどうするかというのをある程度議論して、提案できる形にして水産庁に持っていかないと、あまり効果的ではないのかなと

いう気はしているのですけれども。

それともう一点、定置網に入ったクジラの話ですけれども、最近IWCから脱退して、独自に商業捕鯨を始めていますよね。その時に日本独自にTACを決めているのですけれども、その時は、定置に入った分、入るであろう量も予想して、それをTACの中の内訳として入れていますね。定置で獲ったとしても、それはもうTACの中に入っているという、今はそうなっています。

他に御意見等あれば、よろしくお願いします。

はい、お願いします。

宮川委員

話を元に戻しますけれども、これ大型魚は定置と漁船漁業に配分はしないのですか。

水) 芳山技師

今年度については漁業種類別での区分は実施しない予定です。

宮川委員

大型魚はそれで決定したのですね。

水) 芳山技師

はい。

宮川委員

分かりました。

水) 芳山技師

ただ、分けた方がよいのではないかという意見は、この場でも、浜の話でも伺っておりますので、分けた管理実施については現在水産課の中でも検討している状況です。

宮川委員

小耳に挟んだ情報で、定置と漁船漁業とを配分するのではないかという話が聞こえてきたので、その辺どうなったかなど、伺いました。

水) 芳山技師

はい。その件については、早ければ来年度の漁期から大型魚を漁業種類別に分けた枠配分を実施できるように、今年度から話し合いを始めましょうという働きかけはしております。働きかけをしている段階で、もしかしたら、「話し合い＝もう枠配分が行われる」というふうに広まってしまっているのかと。

宮川委員

今年は配分しないということですね。

水) 芳山技師

しません。

宮川委員

はい、分かりました。

水) 照井GL

すみません、少し補足をさせてください。

議長

お願いします。

水) 照井GL

小型魚については期間別、漁業種類別と分けてあって、大型魚については分けていない、というのは、神奈川県資源管理方針というところで決めております。

この資源管理方針は、皆様からのお声を伺う中で、大型魚も分けた方がいいのではないかという声はたくさんいただいていますので、それについては検討させていただいているという状況です。ただしこれを変えらなるとなると、パブコメですとか海区漁業調整委員会、それから国の認可と結構手続きがあり、

半年ぐらいかかるのです。

そういうわけで、今回の追加配分にはとても間に合わないので、できるとしても来年度からかと考えております。ただし、漁業者の方からそういう声はたくさんありますので、話し合いの場をまず設けていただいて、漁業者さんの中でいろいろな意見をいただいて、場合によっては自主管理ではないですけども、漁業者さんの中で合意が取れるのであれば、割と近い段階から、そうやって分けてしまうというのもあり得るのではないかと。

宮川委員 配分する可能性もあるということによいですか。

水) 照井GL 県から割り振るのではなく。

宮川委員 漁業者同士での話し合いで、ということですね。

水) 照井GL はい。そのうえで割り振られる可能性はありますということです。

宮川委員 分かりました。

議長 他に御意見等ございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

福本委員 先ほど、網に入って放流のトン数が分からないと言っていましたけれども、最初の話だと、死んでいても捨てると言っていたではないですか。今更そんなことを言ってもおかしい話なのではないかなと思いますけれども、それでしたら、死んだものを測って報告します。それでも捨てると言っていたわけですから。生きたまま放流しろとは言っていなかったではないですか。実際、殺してトン数測って捨てますとやればいいわけでしょう。

水) 照井GL 基本的にはまず、生きたまま。

福本委員 それは分かりますけれども、死んでも逃がせ、捨てると言ったではないですか。逆に、それをやらせてくれと言った方がよいのではないですか。立場的にすごく悪いでしょうけれども。

でも、漁業者はきちんと測って何トンでしたというのは報告できるわけですから、そんな曖昧な、トン数は分からないなどと言うようでは、きちんと測りますよと言った方がよいのではないですか。

水) 芳山技師 その件なのですけれども、なぜ放流するのかというのも、要は獲り過ぎを防いで資源を守るためには、あくまで放流というのは生きたものであることが前提でして。

福本委員 分かりますけれども、それできないから言っているわけではないですか。

水) 芳山技師 それで死んでしまったものについても放流してくださいとお願いしているのも、要は、死んでしまったからもう水揚げしても変わらないとしてしまうと、結局、資源管理の実効性が薄れてしまうという問題点があるわけです。最終的にリリースしたものがその後も無事生存し育つことができるかできないかは別

として、資源管理の取組みとして、仮に死んでしまっていたとしても放流してくださいということをお願いしているということなので、建前としては最低限、あくまで状態は別としても、放流したものが再び海に帰っていくことを前提にしているのです、そういう点から言うと、水揚げして計量してということとはできないと考えております。

福本委員 それは最初からできないと言っている話で、ですがもう、建前では済まない状態になっているということですよ、浜では。ですから、このままではもう収まらないから、どうにかしないと駄目ですよと言っているわけです。

突破口として、毎日測って2トンずつ10日間、20トン殺して捨てていますよとやればよいではないですか。そこからでないと言が進まないのではないですか。

議長 はい、お願いします。

玉置委員 その死んだものを測って捨てる場合、TACを神奈川県がそれだけ使ったというふうになされる可能性があるのではないかと心配なのですけれども。

福本委員 捨ててしまうのでお金にならないのだから、使ったということにはならないのではないかと。

玉置委員 結局資源として、神奈川でそれだけ利用して、利用と言っではおかしいですけれども、殺したということになると、「TACにそれを計算する」と水産庁が言う可能性もないとも言えないのではないですか。

福本委員 逆にTACでそれが削られるのであれば、それを売ってもよいということになるわけではないですか。

玉置委員 神奈川のTACをオーバーしてしまうことが心配だと思うのですけれども。死んだものを積み重ねた場合、例えば、神奈川のTACよりも倍ぐらい神奈川は実際に殺しているのだということが世間に広まると、問題視するところが出てくるのではないですか。

福本委員 今おっしゃっていることは非常に分かりますけれども、それだけ無駄にしているということを、もっと公表した方がよいのではないかと思うのですよ。どちらにしろ、無駄なことやっているわけですから。TACがあったところで大したTACではないし、それでしたら、最初から言っているように、全面的に獲るなどすればいいわけで。毎日2トンずつ捨てているのですよ、3キログラムから5キログラムぐらいのマグロを。

水) 芳山技師 よろしいでしょうか。

議長 お願いします。

水) 芳山技師 今、漁獲枠が少ない中で獲れているという状況を承知いたしました。本県以外にも同じような状況に置かれているような都道府県が他にもあるよ

うでして、例えば北海道などではもう、定置に入ったマグロを生きたまま放流する技術を開発していて、そのような形で資源管理の取組みを行っているところもあるようですので、基本的にはあくまで何のためのTACなのかという話だと思えるのですけれども、要は、マグロ資源を末永く獲り続けるためのもので、もう御承知のところかと思えます。そのためには、獲れ過ぎてしまった量については、できるだけ生きたまま海に帰していただく。それが3年後、5年後の漁獲になると思っただきたいというところがありますので、まずはできるだけ、難しいと思うのですけれども、生きたまま海に帰すということに努めていただきたいというのが1つお願いでございます。どうしても死んでしまったものについては、無駄と言われてしまえばそうかもしれないですけれども、やはり資源管理、獲り過ぎを防ぐという姿勢から、できれば水揚げなどはしないで、生きて海に帰ることが難しくなったとしても、基本的には放流していただきたいです。

TAC、漁獲可能量ですけれども、要はお金になるかどうかではなく、漁獲したかどうかなのです。先ほど玉置委員のおっしゃったとおり、それを公表してしまうと神奈川県漁獲とみなされてしまって、漁獲量を超えてしまうと翌年度の当初配分や追加配分がなくなってしまうというようなペナルティを課されてしまいます。

そうすると、なおさら翌年度せつかく網に入ったマグロが余計水揚げできなくなってしまいうという悪循環になってしまいますので、基本的に獲れたものについては、できるだけ速やかに、できるだけ生きて帰せるようにして放流をしていただきたいと思いますと考えております。

福本委員

資源を回復させるためにやっているというのは分かるのですけれども、回復したから入っているわけです。回復したのですから、考え方を変えていかなければいけないのではないのかと思うのです。

水) 芳山技師

その点については近々、先日の本委員会でも御説明申し上げましたとおり、新しい資源評価結果が出て、それに基づいて漁獲枠の見直しが行われる予定になっているようです。国としても漁獲枠の増枠を提案するという事になっておりますので、まずはその次の漁獲がどうなるかというところを見ていただきたいと思いますと考えております。

原担当課長

よろしいでしょうか。

議 長

お願いします。

水) 原担当課長

福本委員には度々この御指摘をいただいているところで、水産庁のスタンスには噛み合っていない部分も感じていらっしゃると思うのですけれども、県としましても、現場の声として、今のこのTACのやり方に矛盾といえますか、

難しい部分があるというところを繰り返し水産庁に伝えていくというところは最低限のことだと思います。

それから、他の県でも同じような思いを抱えていらっしゃるところが多いかと思しますので、そういったところは粘り強く、1回言って実らないとしても、そういった問題があつて声が上がっているというところは粘り強く伝えていって、その結果、将来的に改善の方向に、という場合もあると思しますので、直ちにそのままやってくれということにはならないですけれども、声は伝えていきたいと考えております。

福本委員 できるだけ水産庁に言ってください。

議長 はい、お願いします。

青木勇委員 先ほどの、北海道の方でマグロだけ逃がす網を開発しているという話ですが、それは今実際に使われているのですか。

水) 芳山技師 具体的にどうやって放流しているのか、それが網の構造によるものなのか、網の使い方、技術の問題なのかは私も把握していませんけれども、先日の会議で、北海道の漁業者の中では生きたまま、できるだけ確実に放流する技術を持って運用しているという話を聞きました。

青木勇委員 そういうものができるのであれば、全国的にそれを広めていけばよいわけであつて、マグロ自体は網に当たれば、はっきり言うと、すぐに死んでしまうのです。どうやってそれを放流するかなのですけれども、そういうものが少しでも進展しているのでしたら、公表していけばよいのではないかなど。全国的な漁業者がそれを考えていけば、どんどん早くに進んでいくのではないですか。北海道でこういう方法がありますよというものを、もっと広めていけばよいのではないかと思います。その方が建設的だと思います。

議長 青木委員のおっしゃることはごもっともだと思いますし、そういった技術をもっと全国に広めてほしいという件については、私自身の力でどうできるか難しいところがあると思うので、そういった技術を全国で広めてほしいという意見があることは、水産庁の会議の場などでも提案していきたいと思えます。

青木勇委員 少ないときには、すくって逃がせば、半分生きるかどうか分からないけれども、泳いでいく魚もいるのです。だけれども、数多く入ってしまえばそんなことはできませんし、他の魚ともう混じってしまっているし、かといって網の縁を沈めてマグロだけ逃がすというわけにもいかない。他の魚も出て行ってしまうので。そうしたらもう、漁師も生活できなくなってしまうのですから、その辺のところをやはり、これから先考えていった方がより建設的だと私は思います。

水) 原担当課長 青木委員が御指摘のとおり、そういった新しい、良い情報につきましては、

県としましても、適宜お伝えしていくというスタンスで対応していきたいと思
います。

議長 お願いします。

もしできれば、逃がすことができる定置の情報を少し調べていただいて、情
報を流していただけるとありがたいかなと思いました。

他に御意見等なければ、水産庁の方には引き続き要望していくということ
で、本件に関しましては諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申する
ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 了承

議長 それでは、そのように決定します。

続きまして、協議事項（１）「相模湾における中型まき網漁業の相互入会に
関する協議会の出席委員及び要望事項について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師 【資料３に基づき説明】

議長 この件につきまして、最初に要望事項に関する御意見、御質問等を伺った後
に出席者の協議をしたいと思しますので、まず要望事項の内容について御意
見、御質問等をお願いいたします。

はい、お願いします。

青木勇委員 真鶴沖のいわゆる共同漁業権については、どういうふうになっているので
か。

水) 野口技師 真鶴沖につきましても、共同漁業権には入れないということでお伝えする予
定でございます。

説明は以上です。

青木勇委員 共同漁業権内には絶対入らないということですね。

水) 野口技師 はい。入らないでくださいということを、静岡県庁を通して漁業者にお伝え
いただくということでございます。

青木勇委員 最近、千葉の船が静岡の船を一杯買って、今度始めるという話が耳に入っ
てきています。その辺、県の見解はどういうふうに考えていますか。

議長 はい、お願いします。

水) 相澤副技幹 お答えします。今、青木委員がおっしゃるとおりでございます。千葉県
の船が、静岡のある漁協所属の船の事業を引き継いで操業するという
ことで、今話が進んでいるところです。

この問題につきましては神奈川県ももちろん、静岡県側も、とても操業秩序
について懸念をしているというようなことございまして、静岡県側からも共
同漁業権に入らないようにですとか、指導内容というものについては、行政間

を通じてやっているところでございます。

この件に関しては静岡も神奈川も同じように、共同漁業権の保護ですとか、そういったことについて、共同で指導していくという姿勢で今進んでいるところでございます。

以上です。

青木勇委員 もしそれをこれからやっていくのであれば、違法操業をしないように、神奈川県での監視体制もしっかりとしてもらいたいのですけれども。

水) 相澤副技幹 はい。引き続き取締船のたちばな等を活用しながら、監視、取締りをしていきます。

青木勇委員 千葉県の方の話を聞いていると、トラブルが絶えないという話も耳に入っているのです、その辺よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。

他に御質問等ございますでしょうか。

宮川委員 はい。

議 長 お願いします。

宮川委員 この相模湾における中型まき網の要望事項と回答案、これは今の話で、各漁協にいろいろ県としても意見を聞いていると思うのですよ。この内容というのは皆、漁協としては納得している内容と理解してよいのですか。

水) 相澤副技幹 はい。

議 長 はい、お願いします。

水) 相澤副技幹 私どもが県の方で要望をまとめるに当たりまして、相模湾地域の漁業協同組合の協議会、それから関係するまき網業者さん、皆さんに御意見を聞いたうえでこちらの要望案を取りまとめております。御意見を聞いたうえで、作業を進めているというお答えになります。

宮川委員 組合としては了解しているということですね。

水) 相澤副技幹 はい、組合として了解されているということです。照会先は、相模湾の漁業協同組合の協議会の方にまとめて一本で紹介をさせていただいております。

山田委員 みうら漁協も相模湾側に定置が入っているのですよ。うちの方へは何もないですよ、これは。聞いていないから、来ていないと思うのですよ。

水) 野口技師 みうら漁協さんも含めて、いわゆる城ヶ島から福浦漁協さんにかけてまでの漁協さんに、照会文書ではないですけども、静岡県からの依頼に基づきまして、漁業者さん同士で、地元の申し合わせですとかルールがあって守っていただきたい事項があればお伝えください、ということで照会をかけさせていただいているという認識でございます。

山田委員 これは、みうら漁協へは来てないのですよね。

宮川委員
山田委員
福本委員

話は来ています。

話だけ来ているということですか。今まで出ていなかったの。

話は聞いているけれども、要望書をこれにしますというのは来ていないですよ。

大竹委員
小澤委員
大竹委員

意見はありますか、というのは来ました。

これをまとめたものは今日初めてもらいました。

意見照会は来て、これを言おうと思ったけれども、最後の5番で共同漁業権内に入らないように要望すると言うから、これは真鶴のことを言っているのだらうなと思い、今日は何も言わなかったけれども、相模湾の会議のときにも、「一度こういうもので協定してしまうと、なかなか変えることは難しい」という話が出ていて。ですが、ずっと言っていないと忘れられてしまうから、これはもう、毎回言わなければ駄目なのです。変わらなければ。

これを持って行って、向こうがうんと言わなければ、変わらないわけでしょう。この要望書を持って行って、向こうが納得しないで、これでは納得できないからとまた持ち帰って聞いてもできない、これを何十年も繰り返してきたわけでしょう。ですが、この相模湾の会議で、諦めたらいつまで経ってもずっとこのままだから、ずっと言わなければいけないものだという話し合いをしたところなのです。

この間話したときに、要は、これはまき網の入会だけれども、他の入会も関係してくるから、なかなか難しいのではないかという話が出てきて、ですから、一応話し合いが上手く進み、向こうでも「いいですよ」というのでしたら共同漁業権に入らないことになるのでしょうかけれども、ずっと真鶴でそういうふうに言っているのだから、これからこれを残して、次の時に委員さんが誰かいればいいけれども、もしいなくなってしまうと、行政もいなくなったら、これは消えてしまうから、どこか残して、今回できなかつたら次の時にもこの話を持ってこないで、真鶴だけが共同漁業権に入ってしまうと、おかしいなというものはあるので。

もし今回これで共同漁業権に入らないというのであれば、それで構わないのですけれども。ですから、それはきちんとやってもらって。

あと、この1ページ目の文章は変えないのですか。古いままでしょう。

水) 野口技師
大竹委員

基本的にはずっとこの文章で来ております。

古いもので、昭和二十何年のものではないですか。あと、「4統」と言ったところで、今4か統もないのだから、今現在に合ったものにした方がよいのではないですか。

そうでないと変わっていかない、ずっとこのままですよ、おそらく。

水) 野口技師 今いただいた御指摘ですけれども、協定書の内容は静岡県行政と調整をしておりまして、今回、協定書の内容が変わる見込みです。

大竹委員 変わるのですか。

水) 野口技師 はい。どこが変わるかと言いますと、途中少し説明させていただいたところなのですけれども、今の1ページの協定書、1項と3項のところでは、ここに、静岡県船の「瀬の海」の操業の禁止が協定書として明記される見込みです。

大竹委員 「瀬の海」だけですか。

水) 野口技師 そうですね。協定書の明記については、「瀬の海」の内容が、本県の要望事項としては明記される見込みであるということです。

水) 相澤副技幹 補足させていただきます。この協定書の内容については、これまでずっと変わらず、このままであったのですけれども、今回の行政間の協議の中で、従前「瀬の海」の漁場に関しましては協定書の中には盛り込まれていなかったのですが、操業する漁船の方から「瀬の海」では操業しませんという誓約書を受け取る形で運用してきたところで、誓約書よりも一歩進んで協定の中に盛り込むという形で改正するというので、結果的に、漁場を守る点では神奈川県側に有利な形で今協定書の見直しを進めているところでございます。

大竹委員 これはこれで進んでいるからよいのですけれども、青木さんが言うように、共同漁業権の中に入るのはおかしいだろうという。この委員会に入って青木さんが4年間ずっと言っているから私も言っているのであって、余程真鶴でおかしいだろうということがあるのであれば、それはきちんと。

話し合いがうまくできなかつたらこれになってしまうのでしょうかけれども、でも、ずっとこれを伝えていかないと。これから5年先ですか、次この話し合いをするのは。

水) 野口技師 3年先です。

大竹委員 3年先ですか。

ですが、委員の皆さんがいるかいないかも分からないので、それはきちんとやっていってもらわないと、文章の中で残していかないと忘れられてしまうのではないかと。また同じことを繰り返さずずっとやるのかなとなってしまうから、もし駄目であれば、それだけは残していただいて。

事) 竹村主事 よろしいですか。

議 長 お願いします。

事) 竹村主事 この協定更新に当たる要望事項というものは、協定更新のたびに見直し、検討を行っているものです。

また、今委員におっしゃっていただいた、真鶴等の共同漁業権内で操業しな

いようにするということについては、協定に盛り込まれる、盛り込まれないに関わらず記録を残すようにいたしますし、委員の皆様にご発言いただいたことについても、議事録で残りますので。

大竹委員

残るのであれば良いのですが、3年経つと案外忘れてしまうことも多いですから、忘れないようにしていただいて。

それを、今回が駄目であれば次、と毎回やっていかないと。「しつこいな、神奈川」と思われるくらい毎回やらないと、おそらく変わっていかないとと思うので。だから、これもずっと変わっていないのだろうと。

ですから、すみませんけれども。

事) 竹村主事

承知いたしました。

議 長

他に御意見、御質問等がございますでしょうか。

はい、お願いします。

小澤委員

事前に組合に問合せが来たときに、長井や大楠などの共同漁業権の範囲も対象になっていると、そういうふう聞いたというのですが。長井の共同漁業権の中も操業ができる内容なのですか。

水) 相澤副技幹

はい、私からお答えします。

現在の許可ではどのような区域になっているかということに関してなのですが、お手元の資料の2ページを御覧いただければと思いますが、こちらの中で、実線と点線で操業禁止の区域について定められているところがございます。こちらは今、小澤委員がおっしゃったように、かつお、まぐろに関しましては、今の許可内容では、いわしが入っている共同漁業権の中も操業できるという区分けになっているところがございます。

小澤委員

今の協定の内容では、長井のところも入れると。

水) 相澤副技幹

そうです、そういうことになっています。

小澤委員

入れるということですね。小坪なども全部入れると。

大竹委員

これは違うでしょう。点線の中が入れないのでしょうか。

水) 相澤副技幹

点線の中はかつお、まぐろの禁止でございます、実線がいわしの禁止なので、かつお、まぐろは長井、大楠、佐島さんの共同漁業権第7号は入っていません。

大竹委員

いわしは入っている。

水) 相澤副技幹

いわしは入っています。このことに関して補足説明いたしますと、共同漁業権での操業はしないようにということで、要望事項の中の(5)のとおり要望を出させていただく予定です。

大竹委員

これはやらなければ駄目です。

小澤委員

この要望事項を向こうが飲まなかったら協定を結ばない、それぐらいの強い

姿勢でやってもらいたい。

水) 相澤副技幹
山田委員 そこは強く申し上げていきます。
もし、神奈川県のみき網漁業者さんが「向こうへは一切入らない、行かないです」と言った場合、こちらに静岡県船を来させないと言ったら言い方が悪いですが、入らせないということはできないのですか。

水) 相澤副技幹 これは協定に基づいて入会をしているといった歴史がございます。仮にお互い入会しなくてよいということであれば、協定を結んで許可を出すということは必要なくなることとなります。入会がなければ協定はいらぬ。それでお互いに許可を出さないということになるのですけれども、それ以外の魚種、さばの漁業ですとか、底立はえ網ですとか、そういった本県から別の県に入っている漁業もございますので、中まきだけではなく、そちらの方の漁業の許可なども考えながら検討していくという姿勢でございます。

小菅委員 よいですか。
東京湾の場合は共同漁業権の中やいわしはともかく、その他は中型は何でも獲ってよいので、神奈川県前の水面だろうと、共同漁業権に入らなければ獲れますけれども、相模湾の場合は、協定を破棄したとして向こうの許可はどうなっているのですか。公海で獲れるならば、別に破棄したからといって共同漁業権に入らなければ、この周りは全部できるということですか。静岡の許可は、千葉の許可みたいに何でも獲ってよいという許可なのですか、向こうのみき網自体の許可が。

議 長 はい、お願いします。

水) 照井G L 東京湾につきましては、千葉とお互いに向き合っていて入会の海域になっていますので、共同漁業権や港湾区域についてはそれぞれ自県の占有として、それ以外の部分はお互いに入会ということなので、逆に言うと共同漁業権の際まで千葉の許可で獲られてしまう状況がございます。
一方で、静岡県との境というのはそのように向き合っていないので、相模湾の中側に関しましては神奈川県海面という形になりますので、静岡の許可では獲られないという状況になっております。

小菅委員 それは公海であっても、神奈川県海面と。

水) 照井G L 湯河原と熱海の市境からこちら側はそうです。

小菅委員 かなり沖までですか、見える範囲ですか。

水) 相澤副技幹 房総半島の先、洲崎と湯河原を結んだ線と、房総半島から沖の山へ行って湯河原を結んだ線、これ以北を神奈川県海面とさせてもらっています。
ですので、共同漁業権の外であっても、そのラインより北側は神奈川県海面という解釈で取締り等をするということなんです。

小菅委員 東京湾に関しては、極端に言うと神奈川県海面は共同漁業権のみということですか。

水) 相澤副技幹 はい、そうです。共同漁業権から外の海面に関しては、入会海面という考え方です。

小菅委員 分かりました。

議 長 他に何か御意見等よろしいですか。

福本委員 はい、すみません。

先ほどの繰り返しになるのですが、まき網漁業者さんがこの許可をいらないと言った場合には、静岡県船は入れないということによいですか。

水) 相澤副技幹 本県のまき網漁業者さんが、もう静岡県に行かないので協定もいらぬということになれば、静岡県船は協定に基づく入会というものがなくなりますから、神奈川県海面では操業できなくなるということです。

福本委員 では、まき網漁業者さんのところに行ってきて、もう確認してあるけれども、もう1回行ってきますから、これは一旦先送りしておいてもらいたい。この話はあまりよい話ではないので、この許可を破棄すれば。真鶴ですとか、うちもそうですが。

一旦聞いてくるので、保留にしておいてもらえますか。

水) 照井G L この協定は昔からの協定です。

福本委員 それは分かるけれども、もう行かないのだから。

水) 照井G L 仮に今、実際に静岡の許可をもらっているのはお一方だけですけれども、将来的に他の方も含めて新しくまき網をやりたいという方が出てくる可能性がありますので。

小澤委員 その時はその時で、また協定を交渉すればよいのでは。

福本委員 小澤さん、神奈川の船はいわししか獲れないのだから、駄目ですよ。

水) 照井G L これはまき網だけの話ではなくて、静岡県との他の漁業も含めた関係がありますので。

福本委員 他のとは、何があるのですか。

水) 照井G L キンメですとか。

福本委員 それは釣りなのではないですか。

水) 照井G L さばすくいと、底立てはえ縄です。

小澤委員 さばのたもすくいは、もうやっていないかと。

水) 照井G L そういった他の漁業に影響が出てきますので、静岡県との関係はやはり大事にしていきたいと思っております。

福本委員 実際、この協定の有無は関係ないのではないですか、静岡とのそういう話は。まき網の話ではないですか。

水) 照井G L まき網の話ですけれども、そうすると、神奈川県が一方的に入っている漁業もありますので。

福本委員 何があるのですか。

水) 照井G L 底立てはえ縄や、さばすくいです。確かにさばすくいは今、実態がないですけれども。

福本委員 はえ縄は、やっているのですか。

水) 照井G L 底立てはやっているかと。

山田委員 はえ縄は許可が要るのですか。その日に揚げてしまえばよいではないですか。

水) 照井G L 静岡の場合は許可が要ります。

水) 相澤副技幹 よろしいでしょうか。

議 長 はい、お願いします。

水) 相澤副技幹 こちらの入会の協定に関しましては、中型まき網ということで今お諮りをしているわけですが、今申し上げたような底立てはえ縄ですとか、さばたもすくいですとか、その他広く、多くの漁業でのお互いの入会に関しても含めて、このような協定が作られてきた経過があるわけでございます。昭和 30 年頃ですとかの議事録を見ますと、何々漁業は入っているの、このまき網に関してはこういう協定を結びましょう、というような経過もございます。

です、中まきだけを話題に取り上げて、必要であるか必要でないかという議論をすることが大変難しい経過がございますので、こういった御意見に関しましては、その他の漁業種類も含めて総合的に議論、協議していかなければいけないというのが県としての考え方でございます。

中まきだけ今現在は必要ないので、協定を破棄して入会をなくすということではなく、他の漁業のことも含めて考えたいということと、今後このまき網に関して、今現在中まきは少し経営が厳しいような状況にありますけれども、資源状況に応じて復活する、操業するようになるということも考えられますので、協定の方は、やはり結んでいく必要があると考えています。

それともう一つ、知事許可漁業に関しては5年間の許可期間ということにしているのですけれども、そのような御懸念もある中で、3年間の許可期間ということで、協定も3年間と少し短めにしてございますので、そういった御意見に関しては、5年よりも大分早く議論ができるようになるだろうといった考え方で行政の方も進めておりますので、この今回の協定に関しましては、協定を結ぶというような方向で、お互いに入会の許可、認可をしていくということが必要であろうと考えているところです。

福本委員 底立てか何か分からないけれども、他の漁業でそれを聞いてもらって、それ

で今やってる人がいないのであれば、そこまで確認してからの方がよいのではないですか。それも確認してもらってですけども、まき網漁業者さんが協定書関係なく、これはもういらぬですと言った場合には、いらなくなってしまう話なのではないですか。

水) 相澤副技幹 まき網漁業者さんが今現在お使いになっておらず、いらぬとおっしゃったとしても、また操業されるようになるですとか。

福本委員 ですから、まき網漁業者さんが協定書や静岡のことを考えないで、もう要りませんと言った瞬間に、破棄します、取り消してくださいと言った瞬間にすべてがなくなるのでしたらそれでもよいですけども、なくならないわけでしょう。協定書を結んでしまえば。

水) 相澤副技幹 そうです、はい。

福本委員 言い方が悪いですけども、まき網漁業者さんは、静岡の他の漁業のことではなく、自分がいらぬというだけの話なので、お互いとかそういう話は、まき網漁業者さんには関係ない話ではないですか。

委員はいろいろなものを背負ってやっているのだけれども、漁業者に関しては、自身のことだけでよいわけだから。

水) 相澤副技幹 確かに漁業者さんは、ご自身の経営のことをお考えいただければよろしいかと。

福本委員 それを聞いてくるので、一旦保留にしておいてください。

水) 照井GL 漁業者さん個人の経営方針は当然、漁業者さんご自身が決めていただいて、そのお考えは尊重しなければいけないと思いますけれども、今日こういう形で委員会に諮らせていただいているというのは、特定の漁業者さん1件のためではなくて、神奈川県漁業界全体のことを考えたうえで協定を結ぶということについて御意見をいただきたいという形で今日お諮りしておりますので。

福本委員 神奈川に対して損得があるかという話でやっていて、今損のほうが多いからそうした方がよいのではないですかと言っているわけですから、静岡に何かを釣りに行っているですとか獲りに行っている人の話も聞いてみる必要もあるという話です。もし行っている人がいなくて要りませんというのでしたら、必要ないわけではないですか。

議長 よく分かっていないのですけれども、例えば協定書を結んでおいて、本県のまき網漁業者さんがもう静岡の方に行かないということになった場合は、こちらから行く船がないので、そちらからの船も認められませんが、協定上でそういう話ができるわけですね。協定がなくなったら何もなくなってしまうのではないかと、つまり、協定上で「あなたのところは0です」ということは、協定があるから言えるのではないかと思ったのですが。

福本委員

神奈川のまき網漁業者さんがやめるのであれば、静岡もやめてくださいと書けるということですね。

議長

それが急には無理だとすれば、例えば今回は認めるけれども、次回からは認められませんというふうにするか、いろいろなやり方あると思うのですけれども、いずれにせよ、協定があるからそういう話し合いがされるのではないかと思うのです。協定をなくしてしまったら、まき網に関して、話し合いはもう何もできなくなってしまうわけですね。ですから、あった方がよいのかなと思ったのですけれども。

水) 相澤副技幹

よろしいですか。こちらの協定の案に関しましては、従前、一番初めに「協定のあり方をどうしますか」「現在の協定の内容についてどうですか」ということから、関係者の皆さんには意見照会をさせていただいて、始めさせていただきました。

その中で、従前どおり協定を結んで操業したいと、従前どおり協定を結んでくださいというような御意見を皆さんからいただいていたということもありましたので、私どもは協定をするということを前提で、静岡県と協議もしながら、新しい船に関しては共同漁業権の中に入らないでくださいですか、今まで誓約書で決められていたものを、誓約書ではなく協定書に上げてくださいということで、そこら辺は我々の方で攻め込ませていただいたという経過もあります。

皆さんからいただいた要望を前提に、我々はこの協定の内容を、少し私どもに有利な形で進めさせていただいています。その際に、協定について必要ないという御意見がなかったので、次の、9月1日の許可に間に合うようなスケジュール感で進めさせていただいているところです。

実は公に「協定はいらぬのではないかと」という話を聞いたのは、今日この席が初めてでございまして、3か月間と少し調整をしていた結果を踏まえると、後の8月、9月で協定をなくすことを前提に調整をしていくというのが非常に難しいというのが現状でございまして、先ほど少し申し上げました3年の許可期間と5年の許可期間で、3年の許可期間は短いということもございまして、そういった御意見に関しましては、まき網の業者さん、それから静岡県の海面に入っているその他の業者さん、そして、御指摘があった、もっと広く相模湾側に面している漁協さんの御意見、そういったものをもう少し時間をかけていただいたうえで、協定を破棄するかどうかということについては、次回の協定更新のときに議論をさせていただきたいと思っております。

少し調整が進んでいる中で、今協定がなくてもよいということは、静岡県との約束事の中で申し上げられないというのが実情でございます。

福本委員	今まで出てこなかったと言うけれども、佐島漁業の意見としては、県内のまき網漁業者さんが破棄すればなくなりますよね、ということは言っています。
水) 相澤副技幹	そういった御意見はいただいております。
福本委員	いただいていないと言っていました。
水) 相澤副技幹	ただし、一番最初は、協定はそのままということでした。
福本委員	でも言っているのではないですか。 今まで聞いたことないというのは、それは間違っているでしょう。
水) 相澤副技幹	協定の有無に関しては、これまでどおりということでスタートさせていただいております。
福本委員	それが何故かという、この協定は令和6年が切替えと知らなくて、この協定に関して静岡県が船が入りたいので、神奈川県は漁業者はどう思いますかという質問であったからです。
水) 相澤副技幹	比較的最近させていただいた、2回目、3回目の質問ということですね。
福本委員	ですから、協定書がある以上、何故そのようなことを聞くのですかと言ったわけですね。 静岡県からの確認で、入ってよいですかと聞かれているから答えるのです、というふうに聞いたのですよ、最初は。ですから、協定があるのだから協定どおりやるのが普通なのではないですか、と言ったのです。
水) 相澤副技幹	そういうことで当初、すべての業界さんから、これまでどおりの協定でということ。
福本委員	そこの聞き方が間違っていて、令和6年で切替えですから、ということを一言も言わないで聞いているからそうなるわけですね。
水) 相澤副技幹	最初、4月2日に照会をさせていただいた時には、照会文の中で、協定切替えのタイミングが本年8月31日ということで御案内をさせていただいた経過がございます。
宮川委員	協定を結ぶという前提で話をしますが、確認ですけれども、2ページの相模湾の図の点線の部分、長者ヶ崎の西から城ヶ島の灯台のところの点線の部分は直線も含むということでしょうか。
水) 相澤副技幹	城ヶ島からですか。
宮川委員	城ヶ島が今点線ですが、今度は実線も入るということですね。
水) 野口技師	2ページで掲載している図につきましては、実線の部分がいわしの区域ということで、長者ヶ崎まで進んでいる線が適用されています。 点線の部分については、かつお、まぐろの区域でございます。
宮川委員	それは、更新の際もこの線なのですか。
水) 野口技師	更新の際も、これで考えております。

宮川委員 実線も含めてくれという要望は出ていないですか。

水) 相澤副技幹 要するに、城ヶ島まで実線を入れるということですか。

宮川委員 そういうことです。

水) 相澤副技幹 江の島から城ヶ島を結んだような形で線を引いて、そこを実線とする。要するに、いわしに関しても、その区域とするということですか。

宮川委員 そうです。

水) 相澤副技幹 そういった要望はございません。

宮川委員 今要望することはできますか。個人の意見になってしまうから難しいでしょうか。

福本委員 それは皆思っていますよ。

宮川委員 漁協として要望を出すように言ったつもりいたのですが。

大竹委員 これ、点線はまぐろとかつおの制限で、実線がいわしでしょう。そうすると、いわしの場合は大楠から三崎までの間は入れてしまうのですよね。その点線も同様に、実線にしてくれということですよ。

ただ、この5番は、それほど強く言っていないけれども、共同漁業権に入らないようにということでしょう。これも含めて言っているのですか。

水) 野口技師 おっしゃっていただいたとおり、三浦半島区域も含めて、いわしでも、かつお、まぐろでも共同漁業権内には入らないでほしいと、要望事項はそういう意味でございます。

大竹委員 要望ですから、入ったからといって特に罰則はないのですよね。

小澤委員 それを協定の条件にするわけでしょう。

大竹委員 もう少し厳しくすれば、共同漁業権に入れない。一応これ、入ってはいけないと言っているわけですよ。

小澤委員 その要望が通らなかつたら、協定を結ばないでほしいです。

大竹委員 ですから、入らないようにということ強く言っていただいて。違反するかしらないか、あとは「たちばな」に頑張ってもらうしかないですけども。

水) 相澤副技幹 共同漁業権の区域で操業しないように、ということについては、協定書にはございませんが、神奈川県行政から静岡県行政の方に申し入れをしております。静岡県の方ではこの要望について、もう内々にはあちらの業者の方に指導をしているといったこともございます。

ですので、今般は協定の中に含まれないということですが、ずっとこの先行政間で要望を出し続けて、将来的に誓約書にするのか、協定書に盛り込んでいくのかというのは、今後、交渉次第ですが、協定の中に入れるということ県としては頑張っていきたいという姿勢です。

大竹委員 違反したら、逆に強く言えますね。

小澤委員 1回違反したら、もう終わりでしょう。

大竹委員 要望、覚書だから、そこまで厳しくないのでしょうか。

小澤委員 協定書のところに出ていましたが。

大竹委員 これは要望書だから、そこまでいかないのですよ。ただ、「やらないでください」と言っておいて、仮にやった場合、次は駄目だということを強く言えます。

水) 相澤副技幹 そうです。

そして、この共同漁業権の区域に関しましては、基本この手の協定は、神奈川県が操業できれば静岡県も操業できます。静岡県が操業できれば神奈川県も操業できるということで、基本的には平等なのです。片方だけ、例えば静岡の船だけ駄目ですというような協定というのは、普通はないということもあって、いわしのこの区域に関しては、共同漁業権の区域も含むという、そういった経過になってございます。

少し話が戻るのですけれども、今回、神奈川県海面においては、静岡県の船のみを制限するような協定内容も含めさせていただくこともできましたので、今、各委員からいろいろ御意見いただいた内容につきましては、私どもも、誓約書なり協定書に格上げするということで、努力はしていきたいと思えます。

議長 ありがとうございます。

他に御意見等はございますでしょうか。

青木勇委員 一点だけ確認したいのですけれども、「いわし」と「かつお、まぐろ」がありますよね、まき網で。これ、混獲は許されているのですか。

水) 相澤副技幹 混獲は全く御法度ということではありません。例えば、いわしの操業禁止区域でかつお、まぐろを操業していたところ、いわしが獲れてしまった場合、それについて罰則というのはありません。ただ、状況を見ながら、あまりに本来かつおを獲ってはいけないところ、いわしの漁場で、かつおのみを大量に漁獲しているというようなことがあれば、そこは我々が事実確認をさせていただいて、必要な指導を行いますといった段取りです。

青木勇委員 真鶴沖などでは夜中に巻いていることがあるのですけれども、いわしの船か、かつお、まぐろの船かというのは区別がつかないではないですか。定置網で前の日に、例えばブリやワラサなどがあったという、次の日には必ず沖に来て巻いているのですよね、今まで。それは許されるわけですね。それがいわしを巻いていますと言ったら、それで通ってしまうわけですか。

水) 相澤副技幹 真鶴沖に関しましては、いわし、それからかつお、まぐろの区別がございません。

青木勇委員 真鶴沖でも小田原沖でも一緒なのだけれども、どこの海域でも同じなのだけ

れども、何を獲ってもよいということになるのですね。罰則がなければそうですね。

水) 照井GL

基本的には、いわし、もしくはかつお、まぐろを目的とした操業しか認めていません。ただ実際には、わずかに他のものが混ざってしまうという事は有り得ますので、そこまでの取締りはいたしません。ただ明らかに、いわしですと言いながら、かますを巻いてしまうですとか、そういったことがあれば、その水揚げ物を見た中で我々が判断して、明らかにいわし目的とは言えませんよねという形で取締りを行うことがあります。

青木勇委員

結局、瀬の海で問題になったのが、かますですからね。

水) 照井GL

そこは取れ高を見ながら我々も判断し、場合によっては取締りの対象とさせていただきます。

青木勇委員

そういう監視もしているということですね、県としては。

水) 照井GL

はい。そういう情報がありましたらお寄せいただければ、我々の方も対応をいたしますので。

青木勇委員

はい。

議 長

他によろしいでしょうか。

はい、お願いします。

鵜飼委員

協定書のお話が出て、私が思うには、この協定書は漁業者同士の協定ではないのですよ。要するに、長年の歴史の中で、神奈川と静岡の入会であったり、千葉との入会の中で、行政と海区漁業調整委員会が、どうやったら漁業が円滑にできるかを協定しているのですよ。ですから、誰かがやらないとか、そういう問題ではなくて、こういうフレームを作っておいた中でやらなければよいのですよ。その協定自体はあると。そういう理解をしていただかないと。

例えば一都三県の連合海区もそうですし、キンメの資源管理も、全部一都三県でやっているのです。そういう中で、皆がお互い意見を出し合いながら漁場を利用しているわけで、今回いろいろ条件をつけることはよいと思うのですが、この協定書は、誰がやる、やらないではなくて、過去の歴史の中で勝手にやられては困るよという中で、行政と海区が作ってきた、そういう協定なのです。

本当にいらないのであれば、しっかり業界と話し合っていて、最終判断は行政と海区で判断すればよいというふうに思います。

議 長

ありがとうございました。

丁度良いまとめのような御意見をいただいたので、話し合いのフレームワークというか、枠組みとしてはやはり、協定というものは必要だろうということだと思うのですね。私もそんなふうに感じました。

それでも、どうしても協定をなくした方がよいのだということであれば、いづれにしても、これまでのプロセスを伺っていますと、今この時点でそういうことを判断することはできないと思いますので、もしそうであれば、次回の更新時にもう少し準備をきちっとしてやるということに、今日はしていただきたいというふうに思います。

協定を続けるということで、この協定の要望事項と回答案ですけれども、これも今日初めて見たという方が多かったようですが、かなり議論をしていただいたので、議論は尽くされたかと思います。それをブラッシュアップしていただいて、今日の意見を取り入れた新しい内容のものを委員全員に配っていただいて、御意見、異論がなければ、それで協定を結ぶ方向で進めていくということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

福本委員
議 長
福本委員

最後に1つよいですか。

はい、お願いします。

今回は駄目かもしれませんが、この点線の話。3年後にはここ、というのも入れておいてもらいたいですね。もし今回無理であれば。

議 長
福本委員
議 長

要望事項の中に入れておいてほしいということですね。

はい。

今回は聞き入れられるかどうか分からないけれども、要望事項の中には明記しておいていただきたいという御意見でした。それは構わないでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

水) 照井G L

それが神奈川県全体の御意見かどうか、まだ調整していないので。先ほど相澤の方からも申し上げましたとおり、今実態としては神奈川県船中まきを操業している方はいませんけれども、神奈川県船の中まきにも適用されてしまうラインになりますので。

この協定書に書いているいわしのラインというのは、委員会指示ラインと同じラインなのです。それを城ヶ島まで延長してしまうということは、県内のいわし中まきもできないという形になってしまいますので、それも含めたいので検討しなければいけないということです。

なので、今は申し入れまではしないで、この3年間で次回協定までの間に、県内を含めて検討するべきかと思いますので、今回は要望には入れない方がよいと考えます。

福本委員
水) 照井G L

神奈川県のまき網に関係するのですか。

こちらの協定については、あくまでも静岡の船だけに対しての協定ではな

く、神奈川県船と静岡県船両方で守りましょうというルールなので、ここに盛り込んだ内容というのは、基本的には神奈川県船にも適用されるものになります。

青木勇委員

委員会指示ラインですよ。

水) 照井GL

そうですね。ここに入っているいわしの実線というのは、今の委員会指示ラインと同じものでございます。

議 長

よろしいでしょうか。

要するに、条件は同じにせよということですね。

水) 照井GL

はい。

議 長

先ほどの内容は要望書に載せないということでよろしいですか。

福本委員

載せられないですよ。

議 長

それでは、要望事項の内容等に対する議論はこれで終了としたいと思います。

続いて参加者ですが、会長と2名の委員が出席ということで、自薦、他薦で出られるという方がおられましたら。

よろしいですか。

それでは、今回は青木勇委員と青木勝海委員に御出席いただいておりますので、今回もお二方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

よろしくお願いたします。それでは、私と青木勇委員、青木勝海委員が出席するということにさせていただきます。

続きまして、協議事項(2)「一都三県連合海区漁業調整委員会の出席委員について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事

【資料6に基づき説明】

議 長

3名出席する必要があるということですが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

前回と同様であれば、私と両副会長、宮川副会長と福本副会長が御出席ということですが、いかがでしょうか。

宮川委員

大変申し訳ないのですが、その日は別件で、キンメの陳情で三重と愛知に行かなければならなくなりましたので、私は欠席させていただきます。

議 長

分かりました。

福本副会長、いかがでしょうか。

福本委員

はい、行きます。

議 長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、宮川委員の代わりということなのですが、御推薦など、もししていただけるようであれば。</p>
宮川委員	<p>さばということで、みうら漁協は過去にも実績がありますし、今でも許可を取っている船が何隻かあるので、副組合長の山田委員にお願いできればよいのかなと私は思うのですが。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>山田委員いかがでしょうか。</p>
山田委員	<p>了 承</p>
議 長	<p>ぜひ、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、私と福本副会長、山田委員が出席するということにさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、報告事項（１）「令和６年度第１回相模湾産稚あゆ需給調整協議会（書面開催）の開催結果について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について、事務局から概要の説明をお願ひいたします。</p>
事）荒井代理 議 長	<p>【資料４に基づき説明】</p> <p>この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>はい、それではそのように決定します。</p> <p>続いて、その他（１）「神奈川海区調整委員会委員の選出について」を議題とします。</p> <p>資料内容等について、水産課から概要の説明をお願ひいたします。</p>
水）相澤副技幹 議 長	<p>【資料５に基づき説明】</p> <p>この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。</p>
宮川委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、お願ひします。</p>
宮川委員	<p>参考までに聞きたいのですが、大体、過去の事例を見ると、委員は８年で皆辞めている傾向です。早い人で１期４年。これは例えば、３期、４期とやることはできるのか、できないのか。</p>
水）相澤副技幹	<p>任期に関しては今資料がなく、お答えできずに申し訳ありません。</p> <p>調べてお答えしたいと思います。</p>
宮川委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他に御意見等ございますでしょうか。</p>

よろしいでしょうか。

それでは、特段ないようでしたら、本件につきましては、説明を了承するということとしたいと思います。

以上で本日の会議は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日は時間が大分長くなってしまいましたが、これで閉会といたします。

次回の委員会ですが、先ほど御協議いただいたとおり、7月26日金曜日14時からの開催となりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上